

訴 状

令和元年12月3日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 山 中 眞 人

原告訴訟代理人 弁護士 山 崎 創 生

原告訴訟代理人 弁護士 小 森 蘭 子

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

取締役解任請求事件

訴訟物の価額 金160万円

ちょう用印紙額 金1万3000円

請求の趣旨

1. 被告乾康之を被告乾汽船株式会社の取締役から解任する
2. 訴訟費用は被告らの負担とする

との判決を求める。

目次

- 第1 事案の要旨と結論（金商法上の虚偽記載と会社法上の注意義務違反）（2頁）
- 第2 事実経過（3頁）
- 第3 会社法854条（8頁）
- 第4 取締役は、少数株主の総会招集請求に係る目的事項すべてを議案とした株主総会を招集すべき義務（全議案招集義務）を負うこと（9頁）
- 第5 11月臨時総会で対象議案を取り上げなかった被告康之らの判断が正しいと仮定した場合（10頁）
- 第6 11月臨時総会で対象議案を取り上げなかった被告康之らの判断が誤りであると仮定した場合（14頁）
- 第7 不正の行為（18頁）
- 第8 被告らが原告を一方的に敵対視している実例（18頁）
- 第9 まとめ（19頁）

請求の原因

第1 事案の要旨と結論（金商法上の虚偽記載と会社法上の注意義務違反等）

1. 本件は、被告乾康之（以下「被告康之」という。）を被告乾汽船株式会社（以下「被告会社」という。）の取締役から解任することを求める訴訟である。

解任事由としては、大別して、①金融商品取引法（以下「金商法」という。）に基づく有価証券報告書及び確認書への虚偽記載、②会社法上の注意義務・忠実義務違反、③被告会社の定款違反、④会社法上の招集義務違反、が挙げられる。また、⑤意図的に、本プランの廃止の議案を審議、決議するための株主総会の招集を妨げたことは「不正の行為」に該当する。

2. 原告は、会社法297条1項及び2項に基づき、被告会社の定款第8章に基づく買収防衛策である「当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）」（以下「**本プラン**」という。）の廃止等を目的事項とする株主総会の招集を請求したが、被告康之が議長を務める被告会社の取締役会（甲7 25条1項）は、「議案の適法性に疑義がある」との理由で、本プランの廃止の議案（「**本プランの廃止の議案**」又は「**対象議案**」という。）を原告の招集請求に係る株主総会の議案として取り上げなかった（甲3）。原告は、この「議案の適法性に疑義がある」という被告康之らの判断は誤りであるとして、会社法297条4項に基づき総会招集許可を申し立て、現在、貴裁判所民事第8部に係属している（令和元年（ヒ）第302号総会招集許可事件）（以下「**総会招集許可申立事件**」という。）。貴裁判所により、総会招集が許可された場合、被告らの行為の違法性が肯定される。

他方、仮に「議案の適法性に疑義がある」との被告らの主張が正しい場合でも、やはり、被告らの行為の違法性が肯定される。

本件では、下記第5で、被告らの主張が正しいと仮定した場合の被告らの行為の違法性を論じ、下記第6で、被告らの主張が誤っていた場合の違法性を論じる。なお、取締役解任請求との関係では、両者は主位的主張・予備的主張の関係に立つものではなく、並列的に、取締役の解任事由の存在を裏付けると考える。また、そもそもこのような矛盾を生じさせたこと自体が、注意義務違反を構成するというべきである。

※【 】内は、違法行為を行った日を意味する。

	金商法違反	会社法違反，定款違反
被告らの主張が正しいと仮定した場合	①金商法に基づき提出された有価証券報告書及び確認書への虚偽記載【2019年6月21日】	②注意義務違反（株主への説明義務違反等）【2019年6月21日】，及び③定款違反（定款が株主総会決議に優先すると解した場合）【2019年6月21日】
被告らの主張が誤りと仮定した場合	—	④会社法上の招集義務（少数株主の総会招集請求に係る目的事項すべてを議案とした株主総会を招集すべき義務）への違反【2019年10月3日】

	不正の行為
全体として	⑤意図的に、本プランの廃止の議案を審議，決議するための株主総会の招集を妨げこと。【2019年10月3日】

3. このように、本プランの廃止の議案を2019年11月4日の被告会社の臨時株主総会の議案として取り上げなかったことが適法であっても違法であっても、被告康之に「職務の執行」に関する「法令若しくは定款に違反する重大な事実」又は「不正の行為」が認められる。

第2 事実経過

1. 被告会社の発行済株式総数及び総議決権数は、2019（令和元）年6月30日現在、それぞれ26,072,960株，246,819個（同年9月30日現在、それぞれ26,072,960株，247,440個）である。

2. 原告は、被告会社の総株主の議決権のうち100分の3以上を6か月前から引き続き有する株主である。厳密に言えば、2019年2月15日（約定日）に5,970,900株（その議決権数は59,709個）を取得し（当該時点での議決権保有割合は24.20%）、それ以降、今日に至るまで、継続して被告会社の議決権のうち100分の3以上を有している。2019年6月21日開催の被告会社の定時株主総会（以下「6月定時総会」という。）の基準日（2019年3月末日）時点では、原告は、6,246,700株（その議決権数は62,467個）を有していた（甲1）。

3. 6月定時総会では、「被告会社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）承認の件」（＝「本プラン」の承認の件）が第4号議案として付議された（甲4）。6月定時総会の招集ご通知には、「当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）」（＝「本プラン」）の詳細が記載されているが、本プランは株主総会決議により廃止・変更が可能であること（つまり、株主総会が廃止・変更の決定機関であること）をその内容としていた（甲4 10頁、25頁、27頁）。例えば、株主総会で発行が決議された社債の発行要項で、株主総会決議で強制償還が可能と規定されていれば、当該社債は、株主総会決議で強制償還が可能であるという内容のものであるというのと同じである。

【甲4 招集ご通知 10頁】

廃止・変更の決定機関	<ul style="list-style-type: none"> ・株主総会決議により廃止・変更可能 ・取締役会決議により廃止可能 	Ⅲ-8
------------	---	-----

【甲4 招集ご通知 25頁】

<p>8. 本プランの有効期間、廃止・変更</p> <p>本プランは、本定時株主総会でのご承認をもって同日より発効することとし、有効期間は、本定時株主総会の終結時から2022年6月開催予定の第102回定時株主総会の終結時までとします。また、本プランは、本定時株主総会において導入につきご承認いただき、発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。</p>

【甲4 招集ご通知 27頁】

(4) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会でのご承認をもって同日より発効することとしており、本定時株主総会にて本プランについて株主の皆様の意思を問う予定であることから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン導入後、有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更または廃止されることになり、株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。

4. 6月定時総会で本プランは原案どおり承認可決されたとされている（なお、現在、この第4号議案に係る決議等の取消を求める訴訟が係属している）。

5. 本プランは被告会社の定款（甲7）の第8章に基づくものであった。すなわち、総会招集許可申立事件の答弁書（甲10）（以下「本件答弁書」という。）の認否にて、次のとおり、本プランは被告会社の定款（甲7）の第8章に基づくことを被告会社は認めている。

「当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）の承認の件」が利害関係参加人の定款第8章の定めに基づき利害関係参加人の令和元年6月21日開催の定時株主総会（以下「6月定時総会」という。）の決議を経たものであるという事実及び評価の限りにおいて、認める。」（下線部加筆）（甲10 3頁1行目）

なお、被告会社の定款第8章は次のとおりである（甲7）。

第八章 買収防衛策

第49条（買収防衛策の導入および発動）

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益が不当に毀損されることを未然に防ぐために買収防衛策を導入することができる。

②買収防衛策にかかる新株予約権無償割当に関する事項については取締役会の決議によるほか、株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により定める。

第50条（買収防衛策の導入および廃止）

当社は、前条に規定する買収防衛策の導入には株主総会の決議を得なければならない。

②当社は、いつでも取締役会の決議に基づいて買収防衛策を廃止することができる。

第51条（買収防衛策の有効期限）

前条に基づき導入された買収防衛策は株主総会の決議を得た後、3年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会において、その継続の決議を得なければならないものとし、以後

も同様とする。

②前条に基づく買収防衛策の導入後において、前項に定める定時株主総会での継続の決議が得られなかった場合、前条に基づき導入された買収防衛策は当該定時株主総会の終結の時点をもって、その効力を失うものとする。

6. 被告会社は、6月定時総会の終了後、2019年6月21日の15時11分にEDINETにて金融商品取引法（以下「金商法」という。）第24条第1項に基づく有価証券報告書を提出した（甲11）。また同日の15時12分には金商法第24条の4の2第1項に基づく確認書（以下「経営者確認書」という。）がEDINETにて提出された（甲12）。確認書には、次のように記載されており、被告康之が有価証券報告書の記載内容の金商法に基づく適正性を確認したことが明記されている（甲12）。

1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長乾 康之は、当社の第99期（自2018年4月1日至2019年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

7. 原告は、会社法297条1項及び2項に基づき、2019年9月6日付けで臨時株主総会の招集請求書（以下「本件招集請求書」という。）を被告会社に対して送付し、本件招集請求書は、同年9月9日に被告会社に到達した（甲2「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」）。

8. その際、被告会社も、原告が被告会社の総株主の議決権の100分の3以上を6か月前より引き続き有する株主であることを認めている（甲2「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」第1項）。

9. 原告は、本件招集請求書で、「株主総会の目的である事項」として次の5つの事項を請求した（甲2）。

- (1) 取締役の報酬総額（年額）の引下げの件
- (2) 剰余金の配当の件
- (3) 取締役1名解任の件
- (4) 自己株式取得の件
- (5) 被告会社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）廃止の件

10. 被告会社は、本件招集請求書の受領日から約1か月も経った後の2019年10月7日付けで「臨時株主総会の開催日時および場所、付議議案、株主提案に対する当社取締役会の意見ならびに総会検査役選任の申立てに関するお知らせ」との開示を行った（以下「10月7日付けリリース」という。）（甲3）。
11. 被告会社は、10月7日付けリリース（甲3）で、本プランの廃止の議案を11月上旬開催予定の臨時株主総会で議案として取り上げない理由を「当社取締役会にて慎重に検討した結果、当該株主提案に係る議案については、その適法性に疑義があると判断致しましたので」とのみ説明している（甲3 2頁5行目）。
12. 原告は、令和元年10月11日に、総会招集許可申立事件の申立てを行った。同事件の申立書は、同年10月23日に被告会社に送達されたが、被告会社が同年11月4日に開催した臨時株主総会（以下「11月臨時総会」という。）に本プランの廃止の議案を追加することはなかった。同事件で、被告会社は、利害関係参加人として参加し、答弁書にて、本プランの廃止の議案は、株主総会の適法な議案ではないと主張している（甲10 5頁）。
13. 11月臨時総会では、原告以外の株主が、議長である被告康之に対して「買収防衛策廃止を11月臨時総会の議案として取り上げなかった理由」を質問したが、被告康之は、「裁判で争いたいので、そちらの経過を待っていただければ」と回答した（甲15）。
14. 11月臨時総会の第3号議案は、取締役1名解任の件であり（甲13）、被告康之を取締役から解任する件が審議されたが、賛成が過半数に至らず、否決された（甲8 臨時報告書）。
15. 原告が本年11月4日現在立花証券株式会社の証券口座に1,640,000株を保有していることは、本年11月7日付けで株式会社証券振替決済機構により被告会社に通知（個別株主通知）されている（甲9 個別株主通知済通知書）。

第3 会社法854条

1. 会社法854条1項は次のように定めている。

「役員職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が株主総会において否決されたとき・・・は、次に掲げる株主は、当該株主総会の日から30日以内に、訴えをもって当該役員解任を請求することができる。一 総株主(次に掲げる株主を除く。)の議決権の100分の3(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権を6箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する株主(次に掲げる株主を除く。)」

原告は6か月前から引き続き議決権の100分の3以上を保有している(甲1, 甲9)。また、被告康之を解任する旨の議案が11月臨時総会において否決されている(甲8)。よって、被告康之の「職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実」が認定されれば、本件の請求は認容されることになる。

なお、黒沼悦郎教授は、「裁判所は、株主の請求が上記の要件を満たしていれば、取締役の解任を命じなければならない。」と論じている(黒沼悦郎「会社法」100頁(商事法務))。

2. 「職務の執行に関し」とは、職務執行それ自体のみでなく、職務の執行に直接または間接に関連してなされる場合も含む(下記高松高裁に係る金融・商事判例1265号16頁左段下から3行目)。そして、株主総会の招集に係る事項は、取締役の「職務の執行」に該当する。

3. よって、本件の争点は、被告康之につき「職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実」が認められるか否かである。そして、被告康之には、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がある。

4. 「不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実」の存在時期については、「当該役員解任議案が否決された時点までに生じた解任事由については、取締役解任の訴えの解任事由とすることができることを意味する」とされている(高松高決平成18年11月27日金融・商事判例1265号14頁)。

具体的には、高松高裁は次のように判示している。

「(4)そして、前記(3)の解任事由が「あったにもかかわらず」とは、会社法854条1項の規定の仕方に照らすと、当該役員解任議案が否決された後に当該役員について生じた不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な行為をもって取締役解任の訴えの解任事由とすることはできないが、当該役員解任議案が否決された時点までに生じた解任事由については、取締役解任の訴えの解任事由とすることができることを意味するものと解するのが相当である。」

また、高松高裁は次のようにも判示している。

「取締役解任事由を株主総会開催前までに生じた事由に限定すべき合理的理由を見出すことができないからである。」

5. 「不正の行為」とは、「取締役がその義務に違反して会社に損害を生ぜしめる故意の行為」とされている(上記高松高裁に係る金融・商事判例1265号16頁右段1行目)。他方、「法令若しくは定款に違反する重大な事実」というのは、故意か否かを問わないとされている。

第4 取締役は、少数株主の総会招集請求に係る目的事項すべてを議案とした株主総会を招集すべき義務(全議案招集義務)を負うこと

1. 11月臨時総会では、被告会社は、原告が請求した5つの目的事項のうち、4つのみを議案とした(甲3)。この点については、「請求された目的たる事項はすべて含まれることを要する。」とか(甲6 大隅健一郎編「株主総会」42頁(商事法務))、「目的と理由を記載した書面でなされている以上、この請求は適法であり、Y会社はそれに対応する招集義務、すなわち請求された目的事項をすべて議題とした株主総会を招集する—全事項を招集通知に記載して議事日程に盛り込む—義務を免れない。」とされている(甲5 (金融・商事判例)47頁下段)。

このように、取締役は、会社法上、少数株主の総会招集請求に係る目的事項すべてを議案とした株主総会を招集すべき義務(以下「全議案招集義務」という。)を負っている。

2. 全議案招集義務(少数株主の総会招集請求に係る会議の目的事項すべてを議案とした株主総会を招集すべき義務)が免除される例外事由としては、①招集請求が株主の権利濫用に該当する場合、又は②対象議案が株主総会の権限事項に含まれな

い場合、の2つが議論されている。この点、被告会社は、10月7日付けリリース（甲3）で、本プランの廃止の議案を11月臨時総会の議案として取り上げない理由を「当社取締役会にて慎重に検討した結果、当該株主提案に係る議案については、その適法性に疑義があると判断致しましたので」と説明しており（傍点加筆）、「議案の適法性」を問題にしているのが、②の観点である。なお、①の点について付言すると、近時、買収防衛策を廃止する会社が多いことに照らせば、株主が本プラン（買収防衛策）の廃止の議案を目的事項とする株主総会の招集請求をすることが権利の濫用に該当することはないというべきであり、ゆえに、被告康之を含む被告会社の取締役も、権利濫用を根拠としなかったものと思われる。

第5 11月臨時総会で対象議案を取り上げなかった被告康之らの判断が正しいと仮定した場合

本プランの廃止の議案の適法性に疑義があるという判断は、令和元年10月7日までに、被告会社の取締役である被告康之らが職務の執行に関して行った。被告康之らの判断が正しい場合には、全議案招集義務が免除される場合に該当する反面、他の法令違反や定款違反が認定される可能性がある。そこで、以下では、本プランの廃止の議案の適法性に疑義があるという被告康之らの判断が正しいとの仮定に立って議論する。

1. 総会招集許可申立事件における被告会社の答弁書

(1) 本件答弁書（甲10）での認否にて、被告会社は、本プランは被告会社の定款（甲7）の第8章に基づくものであることを認めたことは前述のとおりである。

(2) 他方、被告会社は、本件答弁書（甲10）にて、次のとおり、本プランの廃止の議案は、買収防衛策の「廃止」が、被告会社の株主総会の権限の範囲に属する事項であるとは言えないと主張した。

「したがって、会社法及び利害関係参加人の定款上、買収防衛策の「廃止」については株主総会の決議事項として定められていない以上、買収防衛策の「廃止」が、利害関係参加人の株主総会の権限の範囲に属する事項であるとは言えない。そのため、買収防衛策の「廃止」をその内容とする対象議題も、利害関係参加人の株主総会の権限の範囲に属する事項ではない以上、申立人がこれを株主総会の目的事項として示した上で利害関係参加人の株主総会の招集を請求することはできない。」（甲10 本件答弁書5頁）

以下、この第5では、これらの被告会社の主張が正しいとの前提で議論を進める。

2. 有価証券報告書の虚偽記載（株主総会決議では廃止できないのに、廃止できると記載して、提出したこと）

有価証券報告書第一部【企業情報】、第2【事業の状況】、1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】の中で、被告会社は、次のように記載している（甲11 16～17頁）。

「8. 本プランの有効期間、廃止・変更

本プランは、2019年6月21日開催の当社第99回定時株主総会でのご承認をもって同日より発効することとし、有効期間は、第99回定時株主総会の終結時から2022年6月開催予定の第102期定時株主総会の終結時までとします。また、本プランは、第99回定時株主総会において導入につきご承認いただき、発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。」

「(4)株主意思を重視するものであること

本プランは、2019年6月21日開催の当社第99回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。また、本プラン導入後、有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更または廃止されることになり、株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。」

被告会社の主張によれば、「買収防衛策の「廃止」が、被告会社の株主総会の権限の範囲に属する事項であるとは言えない」（甲10 本件答弁書5頁）わけであるので、本プランの廃止の議案が株主総会で決議されることはない。そうすると、「本プランは、第99回定時株主総会において導入につきご承認いただき、発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合…には、その時点で廃止されるものとします。」、「本プラン導入後、有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更または廃止されることになり、株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。」

という有価証券報告書の記載（甲11 16～17頁）は、株主総会決議では本プランを廃止できないのに、廃止できると書いたものであり、虚偽記載であると言わざるを得ない。そして、買収防衛策の廃止という会社の支配に係る意思決定機関に関する虚偽記載は、極めて重大なものであるので、被告康之につき「職務の執行に関し」「法令に違反する重大な事実」が認められる。

なお、金商法上の有価証券報告書については、虚偽記載のみならず、「記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているとき」も提出会社の責任が規定されている。

3. 経営者確認書

被告康之は、経営者確認書で「有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。」と述べている（甲12）が、実際には、上記の虚偽記載を見落とししていたものであるから、被告康之には金商法違反が認められる。

そして、買収防衛策の廃止という会社の支配に係る意思決定機関に関する虚偽記載を見過ごした違反は極めて重大なものであるので、被告康之につき「職務の執行に関し」「法令に違反する重大な事実」が認められる。

4. 定款違反の株主総会決議に至ったことについての被告康之の責任

(1) 定款が株主総会決議に優先するとの前提に立った場合

上述のとおり、本プランは被告会社の定款第8章に基づくものである（甲103頁1行目）。つまり、本プランは、定款に基づく法的拘束力のあるものである。

そして、本プランは次の事項（有効期間、廃止・変更）をその内容とするものとして決議されている。すなわち、本プラン自身が、株主総会を本プランの廃止・変更の決定機関として設計されている。

廃止・変更の決定機関	・株主総会決議により廃止・変更可能	III-8
------------	-------------------	-------

(甲4 招集ご通知 10頁)

「8. 本プランの有効期間、廃止・変更

本プランは、本定時株主総会でご承認をもって同日より発効することとし、有効期間は、本定時株主総会の終結時から2022年6月開催予定の第102回定時株主総会の終結時までとします。また、本プランは、本定時株主総会において導入につきご承認いただき、発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。」（甲4 招集ご通知25頁）

すなわち、定款上、買収防衛策の「廃止」は株主総会の決議事項に含まれないという被告の主張と、株主総会決議で決議された本プランが「株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止される」という内容のものであることは両立せず、両者は矛盾する。

仮に、定款が優先するとの前提に立つと、被告会社及び被告康之には、株主総会で廃止の決議が為しえないのに、株主総会で廃止できるという定款に違反する議案を作成し、その議案内容を6月定時総会で説明し、株主に決議させてしまったという重大な任務懈怠が認められる。被告康之は、被告会社の取締役の「職務の執行」として、定款に違反する内容を含まない議案を株主に提示した上で、株主総会で正しい説明をする義務を善管注意義務及び忠実義務（会社法330条、355条）の一環として負っているところ、上記のような事実関係の下では、被告康之に注意義務違反が認められるのは明らかである。そして、この注意義務は、会社法に基づくものであるので、被告康之には、会社法の違反が認められる。同時に、本プランに係る議案が定款に違反する点で、定款違反が認められる。

（2）株主総会決議が定款に優先するとの前提に立った場合

定款上、買収防衛策の「廃止」については株主総会の決議事項に含まれないという被告の主張と、株主総会決議で決議された本プランが「株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止される」という内容のものであることは両立せず、両者は矛盾する。

ここで、本プランの導入に係る株主総会決議は定款に優先して適用される（又は定款の解釈により、当該株主総会決議と定款は矛盾しない）という立場もありうる。この立場に立った場合、定款に基づく株主総会決議によって承認された法的拘束力のある本プランの内容として、株主総会決議で廃止できることが内包されているということなる。そうすると、この立場の場合は、そもそも被告康之らが「議案の適法性に疑義がある」と判断したこと自体が誤っていることになり、むしろ、本プランの廃止の議案を11月臨時総会の議案に含めなかったという全議案招集義務違反の問題となる。そこで、この点を項を改めて検討する（下記第6）。

第6 11月臨時総会で対象議案を取り上げなかった被告康之らの判断が誤りであると仮定した場合

1. 被告康之は全議案招集義務に違反した

本プランの導入に係る株主総会決議は、定款第8章に基づくものである。本プランは、定款に基づく株主総会決議によって承認されており法的拘束力を有しており、その法的拘束力のある本プランの内容として株主総会決議で廃止できることが内包されている。よって、本プランの廃止の議案は、適法な株主総会の議案に該当する。例えば、株主総会で発行が決議された社債の発行要項で、株主総会決議で強制償還が可能と規定されていれば、当該社債は、株主総会決議で強制償還が可能であるという内容のものであるというのと同じである。

そうすると、被告康之らが、10月7日付けリリース（甲3）で、対象議案を会社開催臨時総会で議案として取り上げない理由を「当社取締役会にて慎重に検討した結果、当該株主提案に係る議案については、その適法性に疑義があると判断致しましたので」と説明したように、「議案の適法性に疑義がある」と判断したこと、及び「買収防衛策の「廃止」が被告会社の株主総会の権限の範囲に属する事項であるとは言えない」と総会招集許可申立事件で主張した（甲10 本件答弁書5頁）のは、誤りであったことになる。

本件では、全議案招集義務（少数株主の総会招集請求に係る議案すべてを議案とした株主総会を招集すべき義務）が免除される例外事由（①招集請求が株主の権利濫用に該当する場合、又は②対象議案が株主総会の権限事項に含まれない場合）が存しないので、被告康之ら被告会社の取締役は、原則どおり、全議案招集義務を負っており、被告康之は、「職務の執行」に関しかかる会社法上の義務に違反した。そして、買収防衛策の廃止という会社の支配に係る意思決定に関する機会を株主総会が持てるか否かは極めて重要な事項であるので、全議案招集義務に違反した被告康之には、「職務の執行に関し」「法令に違反する重大な事実」が認められる。

2. 本プランの定款上の位置づけ

（1）定款の定め

被告会社の定款には、買収防衛策に関する条項が規定されている（甲7）。本プランは定款第8章に基づくものである（甲10）。

第八章 買収防衛策

第 49 条（買収防衛策の導入および発動）

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益が不当に毀損されることを未然に防ぐために買収防衛策を導入することができる。

- ②買収防衛策にかかる新株予約権無償割当に関する事項については取締役会の決議によるほか、株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により定める。

第 50 条（買収防衛策の導入および廃止）

当社は、前条に規定する買収防衛策の導入には株主総会の決議を得なければならない。

- ②当社は、いつでも取締役会の決議に基づいて買収防衛策を廃止することができる。

第 51 条（買収防衛策の有効期限）

前条に基づき導入された買収防衛策は株主総会の決議を得た後、3年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会において、その継続の決議を得なければならないものとし、以後も同様とする。

- ②前条に基づき買収防衛策の導入後において、前項に定める定時株主総会での継続の決議が得られなかった場合、前条に基づき導入された買収防衛策は当該定時株主総会の終結の時点をもって、その効力を失うものとする。

（2）定款50条2項の解釈

定款50条は「当社は、前条に規定する買収防衛策の導入には株主総会の決議を得なければならない。」（1項）、「当社は、いつでも取締役会の決議に基づいて買収防衛策を廃止することができる。」（2項）と定めている。つまり、1項は「株主総会の決議を得なければならない。」と定めているのに対し、2項は「廃止することができる。」と規定しているにすぎず、取締役会の決議を得なければならないと規定していない。このことは、2項は、株主総会決議による廃止を許容していることを意味する。また、定款51条2項は、株主総会で継続の決議が得られなかった場合は、買収防衛策は効力を失う旨を規定している。このことは、株主総会が、本プランの非継続（＝廃止）の権限を有していることを裏付けている。

6月定時総会で本プランは「株主総会決議により廃止・変更可能」と説明され（甲4 10頁など）、株主総会決議で廃止できるものとして制定された。したがって、定款50条2項は、株主総会決議でも買収防衛策を廃止できることを前提に、取締役会でも廃止できることを規定したにすぎないものと解すべきである。

この見解に立てば、6月定時総会と定款を矛盾なく説明でき、かつ株主に対して虚偽の説明を提供したことにもならないので、取締役にとっても株主にとっても望

ましいといえる。そして、この立場からは、買収防衛策の廃止は、定款50条に基づき、株主総会の適法な議案となるので、「その適法性に疑義がある」として本プランの廃止の議案を11月臨時総会で議案として取り上げなかった被告康之には、「職務の執行に関し」「法令に違反する重大な事実」が認められる。

3. 議案の適法性は客観的に定まること（取締役が上程すれば適法な株主総会の議案になる場合には、取締役は当該議案を株主総会の議案として取り上げる義務を負っていること）

本件答弁書で、被告会社は次のように主張している（同5～6頁）。

「買収防衛策の「廃止」権限が取締役に帰属する旨を定めた利害関係参加人の定款50条2項は、かかる趣旨に基づく。利害関係参加人の取締役会が株主総会に諮ることが適切でない判断しているにもかかわらず株主が当該事項を目的とする株主総会の招集請求を行うことができる。と解することは、定款に違反する」

「株主からの負託を受けた利害関係参加人の経営陣として、本プランの廃止の検討を必要とし、その是非を株主総会に諮ることが適切であると判断する状況にはない」

「利害関係参加人の取締役会としては、当該株主が、真に企業の持続的成長を目的とする純投資を目的とするものであることが確認できない限り、本プランの廃止の是非を株主総会に諮ることは適切でないと判断する。」

これから判断すると、被告会社は、「本プランの廃止の議案は適法に株主総会の議案にすることができるが、株主総会に諮るか否かは取締役会が判断する」という立場を採っているのかもしれない。しかし、その立場であるならば、「その適法性に疑義がある」という説明は成り立たない。すなわち、本プランの廃止の議案そのものは適法な株主総会の議案であるのに、単に取締役会が上程しないだけという状況である。取締役会が株主総会に付議すれば適法な議案として取り扱われるのであるから、本プランの廃止の議案そのものの適法性に何ら疑義はない。よって、この場合、「その適法性に疑義がある」という説明はトートロジーであって、11月臨時総会の議案から本プランの廃止の議案を外す理由にならない。

議案の適法性は、客観的に定まるのであって、取締役が裁量で決めるものではない。百歩譲って、取締役の裁量的判断が必要な議案というものが存すると仮定して

も、買収防衛策の廃止の議案，特に本プランの廃止の議案の適法性は，取締役の裁量判断を必要とせず，容易に，客観的に定まる。

被告会社の立場は，取締役が全議案招集義務を負っていることに真っ向から反するし，何より，そのような裁量判断を取締役に与えることは，少数株主による株主総会招集制度の趣旨を没却するものであり，到底採用できない。また，本プランの廃止の議案についていえば，被告康之らの裁量によって，株主総会の議案としなくて済むのであれば，自己保身に使われてしまうのであって，本プラン自身が「株主の皆様の合理的意思に依拠したもの」となることを内容としているのにも反することになる。

取締役が上程すれば適法な株主総会の議案になる場合には，取締役は当該議案を株主総会の議案として取り上げる義務を負っているのは明らかである。よって，被告会社の立場を上記のように解したとしても，被告康之には明らかな法令違反行為が認定できる。

4. 適法な議案でないものが，取締役が諮ると適法な議案になるのはおかしいこと

また，取締役が上程すれば適法な株主総会の議案になるのであれば，それはもともと，適法な株主総会の議案なのである。取締役が株主総会に諮らなければ「適法性に疑義が生じ」るのに対し，取締役が諮ると株主総会の適法な議案になるというのは論理的に矛盾している。

5. 会社法は，少数株主の総会招集請求に係る目的事項すべてを議案とした株主総会の開催を重視していること

会社法303条1項又は2項に基づく株主提案権が行使されたにもかかわらず，その請求に係る事項が株主総会の目的事項にならなかった場合について，株主提案権を拒否された株主が自ら株主総会を招集できるという制度は設けられていない。他方，会社法297条に基づく少数株主による株主総会の招集請求権の場合は，会社の取締役が招集義務を果たさないときは，株主には，自ら株主総会を招集することができるという強い権限が認められる。これは，株主提案権の持株要件は議決権の100分の1以上であるのに対し，少数株主による株主総会の招集請求権の持株要件は議決権の100分の3以上であること，そして，ある事項について総会の決議を得ることが会社経営のため，ないしは株主の利益のため必要であるのに，招集権者たる取締役が招集をしない場合に，議決権100分の3以上を有する少数株主

の主導権の発動によって、その必要な決議が得られるようにしたものである（新版注釈会社法（5）106頁）からである。このように、少数株主による株主総会の招集請求権は、株主提案権よりも重要であり、その前提となっている取締役の総会招集義務の違反は、重大な違反である。

6. 11月臨時総会での株主からの質問

11月臨時総会では、原告以外の株主が、議長である被告康之に対して「買収防衛策廃止を11月臨時総会の議案として取り上げなかった理由」を質問したが、被告康之は、「裁判で争いたいので、そちらの経過を待っていただければ」と回答した（甲15）。しかし、これは答えになっていない。被告康之は、なぜ適法性に疑義があると判断したのかの理由を説明する義務があったはずである。また、そもそも、原告が総会招集許可事件の申立てを行わなければ、裁判にはならなかったのであるから、裁判で争いたいというのは論理的にも間違っている。さらには、総会招集許可事件は非訟事件であり、争うものではなく、少数株主の請求に係る株主総会を開催する許可を付与するか否かを定める場にすぎない。「裁判で争いたい」と回答した被告康之は、根拠なく、原告を敵対視しているだけであり、この点でも、取締役としての任務を失念しており、「職務の執行に関し」義務違反が存すると言わざるを得ない。

第7 不正の行為

上記の一連の主張から明らかなように、被告康之は、意図的に、本プランの廃止の議案を審議、決議するための株主総会の招集を妨げた。これは、解任事由である「不正の行為」に該当する。

第8 被告らが原告を一方向的に敵対視している実例

1. 被告会社は、2019年11月22日に、機関投資家向け決算説明会を開催した。この決算説明会は定期的に行われているものであり、原告も、過去4年間、欠かさず参加してきた。また、この決算説明会は、コーポレート・ガバナンス・コードに基づく「投資家との対話」の重要な機会であり、被告会社にとっても株主にとっても非常に重要なものである。しかし、被告は、筆頭株主でありかつ約30%もの議決権を有する原告が当該決算説明会に出席することを拒絶した。原告は、この

決算説明会は、東京証券取引所の作成したコーポレート・ガバナンス・コードに基づく「投資家との対話」の重要な機会であることを熱心に訴え、なんとか出席を認めてもらえるように10回以上お願いしたのであるが、被告会社は7回に渡って拒絶した（甲14）。また、被告会社は、断る理由も一切示さなかった。この事実は、被告康之らが、株主の意思を尊重するつもりがなく、株主の意向を無視して、独断専行を行なっていることを示しているというべきである。

2. 東京高裁昭和44年8月14日決定・下民集18巻7～8号876頁、判タ210号163頁は次のように判示し、株主総会開催に関する少数株主権の行使について権利の濫用を認めうる場合は稀有であると述べている。

「そもそも少数株主権はいわゆる共益権の一種であつて株主固有の権利として奪うべからざるものとされているのであるからその権利の行使については特段の事情がある場合のほかは無暗に権利の濫用としてこれを排斥すべきではない。特に株主総会開催に関する少数株主権は、たんに会社の最高の意思決定を株主総会に求めようとするために認められる権利であつて当該株主の個人的利益擁護のために認められるものではないから、その行使につき権利の濫用を認めうる場合はむしろ稀有であるといつて差支えない」

この判示は、権利濫用に関するものであるが、同様に、少数株主の招集請求に係る目的事項が株主総会の権限外であると安易に認定するべきではない。東京高裁決定が述べるのと同様に、原告は、「たんに会社の最高の意思決定を株主総会に求めようとするために」本プランの廃止の議案を株主総会にて審議、決議することを求めて少数株主権を行使したにすぎない。しかし、被告らは、一方的に、原告に対して敵対的な対応をしている。この第7はあくまで事情として主張するものにすぎないが、被告康之らの姿勢を示すものとして重要である。

第9 まとめ

よって、原告は、被告らに対し、会社法854条1項に基づき請求の趣旨記載のとおり判決を求めてこの訴えを提起する。

添付書類

1	訴状副本	2通
2	甲号証	各3通
3	被告会社履歴事項全部証明書	1通
4	委任状	1通
5	原告履歴事項全部証明書	1通